

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日に〇会社にパート社員として採用され、おにぎり等の製造作業に従事した。

請求人はペットを複数飼育していることを会社に知られ、上司、先輩から嫌がらせを受けた。そのため〇月初めころから落ち込みが激しく、同月中旬頃にはパニック状態になり、以前から通院していた〇クリニックに受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、この傷病は業務上の事由によるものであるとして監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は業務による心理的負荷が主要な原因となって発症したものと認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

パワハラによる心理的負荷が多くそのたびに監督署に相談し、〇クリニックにも通院した。したがって監督署長の不支給決定処分は納得がいかない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月中旬頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

仕事を通じた上司からの言動にストレスを感じたとしており、これは「上司とのトラブルがあった」に該当し平均的な負荷の強度は「Ⅱ」であるが、会社関係者からの申立てからは請求人の申立てる嫌がらせやいじめがあったという明確な事実が確認できず、上司の発言内容や程度は、食品製造業を営む管理者的立場で作業上のミスに対する注意や指導を行ったものと推定されることから、業務指導の範囲を逸脱し人格や人間性を否定するような言動があったとまでは認め難く、強度を「Ⅱ」から「Ⅰ」に修正することが妥当と判断する。

出来事後の状況が持続する程度については請求人の度重なる作業上のミスもあったことから上司が請求人に対して繰り返し注意や指導をした事実は認められるが請求人の申立てるような言動が継続したとする明確な事実が確認できず、恒常的な長時間労働も認められないことから、出来事後の状況が持続する程度について特に過重とは認められない。また、特別な出来事も確認されない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

発症前6か月間に起きた業務以外の出来事は特に認められない。

個体側要因については、精神疾患の既往歴が認められる。

(4) 結論

以上の結果を総合的に判断すると、業務に伴う心理的負荷の強度は「Ⅰ」に該当し、出来事後の状況が持続する程度は「特に過重」とは認められない。

よって総合評価は「強」とは認められないことから、請求人に発病した精神障害は、業務がその発病に当たって、相対的に有力な原因となったものとは認められず労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当するものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月中旬頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

仕事を通じた上司からの言動にストレスを感じたとしており、これは「上司とのトラブルがあった」に該当し平均的な負荷の強度は「Ⅱ」であるが、会社関係者からの申立てからは請求人の申立てる嫌がらせやいじめがあったという明確な事実が確認できず、上司の発言内容や程度は、食品製造業を営む管理者的立場で作業上のミスに対する注意や指導を行ったものと推定されることから、業務指導の範囲を逸脱し人格や人間性を否定するような言動があったとまでは認め難く、強度を「Ⅱ」から「Ⅰ」に修正することが妥当と判断する。

出来事後の状況が持続する程度については請求人の度重なる作業上のミスもあったことから上司が請求人に対して繰り返し注意や指導をした事実は認められるが請求人の申立てるような言動が継続したとする明確な事実が確認できず、恒常的な長時間労働も認められないことから、出来事後の状況が持続する程度について特に過重とは認められない。また、特別な出来事も確認されない。

したがって請求人の業務における心理的負荷の総合評価は「強」とは認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷は特に認められないが個体側要因については、精神疾患の既往歴が認められることから、個体側要因も相当発症に関与したと考えることができる。

(4) 結論

以上のことを総合すると、請求人の業務による心理的負荷は「Ⅰ」に該当し、出来事後の状況が持続する程度は、「特に過重」とは認められないことから総合評価「強」には至らないものであり、精神障害を発症させるおそれがある程度の心理的負荷とは認められないことから、請求人に発症した精神障害と業務との因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当でありこれを取り消すべき理由はない。